平成２４年（フ）第８１２号
大阪市平野区瓜破西１丁目３番35―712号
債務者　仲間　千浪
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３０号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目25番５号
債務者　中島　安治
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６１号
大阪府豊中市千成町２丁目４番25―201号
債務者　橋本　裕美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６８号
大阪府交野市倉治３丁目22番32号
債務者　宮司　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７２号
大阪府高槻市登町２番Ａ25―409号
債務者　山下　　薫
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７５号
大阪市淀川区塚本４丁目４番７―1305号
債務者　松田　優子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７６号
大阪府寝屋川市昭栄町１番14号
債務者　山口　　覚
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００３号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ５―205号
債務者　堀金　　憲
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００５号
大阪府寝屋川市萱島南町18番10号
債務者　南部眞佐美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００８号
大阪府茨木市上野町25番17号
債務者　西門　文子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１１号
大阪府枚方市東香里新町13番２号
債務者　松島　和子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１２号
大阪府大東市三箇５丁目２番１号
債務者　羽生　礼子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１３号
大阪市住之江区住之江２丁目３番13号　住之江光ハウス206号
債務者　河本　惠子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１４号
大阪市生野区林寺４丁目13番６号　悠友の家
債務者　柴田廣三春
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２０号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ17―404号
債務者　川畑さとみ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２１号
大阪市平野区西脇２丁目11番34号　ハイツ・ハーベストⅡ407、前住所大阪市平野区喜連西１丁目19番49号
債務者　河崎　文男
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２号
島根県出雲市今市町700番地
債務者　丹後　律子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１５号
長崎県長崎市本河内３丁目32番７号　永田アパート102号
債務者　町田　憲昭
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係